

公 告

公募型プロポーザル方式により、松原市（仮）元希者センター建設事業に係る設計及び施工者選定のために、下記のとおり公募を行うので公告します。

平成27年3月20日

松原市長 澤井 宏文

記

I. プロポーザルの目的

松原市（仮）元希者センター建設では、「松原市第4次総合計画」に記載されている「高齢福祉の促進」、「地域の子どもの育成と支援」、「生涯学習の充実と「智の拠点」づくり」の観点より、子どもから元希者まで様々な年代の方が触れ合える場としての複合型施設を検討しています。

この建設にあたり、「松原市（仮）元希者センター建設基本計画」の内容を理解し、豊かな創造性と高い技術力、独創的アイデアやノウハウ、豊富な経験等を有し、設計から施工まで一括管理で、高い品質の確保、コスト縮減及び工期の短縮を期待できる公募型プロポーザル方式により、優れたプランの提案者について、本事業の受託者として選定することを目的とするものです。

II. 事業の概要

- | | |
|------------|---|
| 1. 事業名称 | 松原市（仮）元希者センター建設事業 |
| 2. 事業内容 | (1)基本設計業務・実施設計業務及びその関連業務
(2)建設工事及びその関連業務 |
| 3. 建設予定地 | |
| (1)建設場所 | 松原市田井城3丁目104番1、同104番2、同104番3、
同104番4 計4筆（市有地） |
| (2)敷地面積 | 3,693㎡（北側駐車場784㎡を含む） |
| (3)用途地域 | 近隣商業地域（建ぺい率80% 容積率300%）
第2種中高層住居専用地域（建ぺい率60% 容積率200%）
第2種高度地区 |
| (4)準防火地域指定 | |
| (5)その他 | 松原市立中央小学校・市民体育館・市民プールに隣接
敷地面積のうち、東側一部を市道へ移管予定
松原市田井城3丁目104番4については、高圧線による地役権の設定有 |

4. 建設スケジュール（予定）

平成27年中 基本・実施設計
平成27年度～平成28年11月末日 建設工事
平成28年12月末 施設開所

5. 履行期間

契約締結日から平成28年11月末日まで

6. 事業費

提案価格の上限及び下限額は設定しない

7. 資料提供

本事業の参加者に対し、現況敷地図及び地質調査データの貸し出しを行う。なお、貸し出し資料については本事業の技術提案書等の作成に使用することとし、技術提案書等の提出時に返却すること。

8. 事務局

松原市役所 健康部 高齢介護課
〒580-8501 大阪府松原市阿保1丁目1番1号
電話072-334-1550（代）
Eメールアドレス：Genkimonkoubo@city.matsubara.osaka.jp

Ⅲ. 参加資格要件

1. 参加方式

(1) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）及び単体企業による参加とする。

(2) プロポーザルに参加を希望する者は、2.に定める当該要件をすべて満たすこと。

2. 参加資格に関する事項

次に掲げる事項に該当し、本事業の参加資格を有すると認められた者。

(1) 共同企業体のすべての構成員及び単体企業は、以下の条件をすべて満たしていること。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

② 松原市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。

③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）

④ 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条に規定する特定建設業の許可を受けていること。

⑤ 松原市暴力団排除条例に基づく入札参加除外を受けている者でないこと。

(2) 単体企業で参加を希望する者は、以下の条件をすべて満たしていること。

① 建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）において経営事項審査結果通知書（審査基準日が平成25年9月1日以降の通知書）の建築一式工事の総合評定値（P）が1300点以上であること。

② 平成17年度以降に、延床面積3,000㎡以上の新築工事（倉庫・工場を除く）

において、建築一式工事の元請けとしての施工済実績を有する者であること。

③ 一級建築施工管理技士または一級建築士の資格を有し、建築一式工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者（平成17年度以降に延床面積3,000㎡以上の新築工事（倉庫・工場を除く）において施工済実績を有する者）を本工事に専任かつ常駐で配置すること。また、6ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。

④ 財団法人日本適合性認定協会（JAB）またはJABと相互認証している機関が行うISO9001及びISO14001の認証を取得していること。

⑤ 大阪府内に本店又は支店、営業所を有していること。

⑥ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所登録をしている者。

⑦ 建築士法第2条に定める一級建築士の資格を有する者で、6ヶ月以上の恒常的な雇用関係がある者を業務主任技術者として従事させること。

⑧ 業務主任技術者または同等な立場で、延床面積3,000㎡以上の完成した建築物（倉庫・工場を除く）の新築設計について実績を有する者を従事させること。

(3) 共同企業体で参加を希望する者は、以下の条件をすべて満たしていること。

① 共同企業体の構成

ア 共同企業体の構成は代表者及び構成員からなる2社とする。

イ 共同企業体の各構成員の出資比率の最小限度は、30%以上とする。

また、代表者の出資比率は最大でなければならない。

ウ 共同企業体は任意の組合せによる自主結成とする。但し、共同企業体の構成員は本件業務に係る2以上の共同企業体の構成員となることができない。

エ 共同企業体の構成員は、本件業務に対応する許可業種（建築一式工事業）について、営業年数が少なくとも3年以上あること。

オ 共同企業体の協定書は、別に定めるところによる。

② 代表者の要件

ア 審査基準日が平成25年9月1日以降で最新の経営事項審査結果通知書の建築一式工事の総合評定値（P）が1300点以上であること。

イ 平成17年度以降に、延床面積3,000㎡以上（倉庫・工場を除く）の建築一式工事の元請け（共同企業体の場合は、出資比率が20%以上とする）としての施工済実績を有する者であること。

ウ 代表者は構成員中、最大の施工能力を有する者であること。

エ 一級建築施工管理技士または一級建築士の資格を有し、建築一式工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者（平成17年度以降に延床面積3,000㎡以上の新築工事（倉庫・工場を除く）において施工済実績を有する者）を本工事に専任かつ常駐で配置すること。

また、6ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。

オ 財団法人日本適合性認定協会（JAB）またはJABと相互認証している機関が行うISO9001及びISO14001の認証を取得していること。

カ 大阪府内に本店又は支店、営業所を有していること。

キ 建築士法第23条の規定による一級建築士事務所登録をしている者。

ク 建築士法第2条に定める一級建築士の資格を有する者で、6ヶ月以上の恒常的な

雇用関係がある者を業務主任技術者として従事させること。

ケ 業務主任技術者または同等な立場で、延床面積3,000㎡以上の完成した建築物（倉庫・工場を除く）の新築設計について実績を有する者を従事させること。

③ 構成員の要件

ア 経営事項審査結果通知書（審査基準日が平成25年9月1日以降の通知書）の建築一式工事の総合評定値（P）が1300点以上であること。

松原市内業者（松原市内に本店を有している者）については780点（C等級）以上であること。

イ 平成17年度以降に延床面積3,000㎡以上（倉庫・工場を除く）の建築一式工事の元請けとしての施工済実績を有する者であること。松原市内業者においては、平成17年度以降に1億円以上の建築一式工事の元請けとしての施工済実績を有する者であること。

ウ 一級建築施工管理技士または一級建築士の資格を有し、建築一式工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者（平成17年度以降に延床面積3,000㎡以上の新築工事（倉庫・工場を除く）において施工済実績を有する者、松原市内業者においては、平成17年度以降に1億円以上の建築一式工事の元請けとしての施工済実績を有する者）を本工事に専任で配置すること。

また、6ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。

エ 大阪府内に本店又は支店、営業所を有していること。

IV. プロポーザルのスケジュールと手続き

1. スケジュール等

(1) 手続開始の公告

平成27年3月20日（金）

(2) 実施要領配布期間

平成27年3月20日（金）から平成27年4月3日（金）まで
土、日は除く、午前9時から午後5時まで

(3) 質疑受付期間

平成27年3月25日（水）の午前9時から平成27年4月3日（金）の
午後5時まで

(4) 質疑回答書提示

平成27年4月8日（水）（予定）

(5) プロポーザル参加申請期間

平成27年4月9日（木）から平成27年4月14日（火）まで
土、日は除く、午前9時から午後5時まで

(6) 参加資格確認通知書 交付

平成27年4月16日（木）午前9時以降

(7) 技術提案書提出期間

平成27年5月11日（月）から平成27年5月15日（金）まで
午前9時から午後5時まで

(8) 第1次審査結果発表（応募者が5者以下の場合は省略。）

平成27年5月20日（水）（予定）

- (9) プレゼンテーション及びヒアリング
平成27年5月下旬(予定)
- (10) 最終審査結果の発表
平成27年6月上旬(予定)
- (11) 設計業務委託及び工事請負に係る基本協定書の締結
平成27年6月上旬(予定)

2. 参加申請書の手続き等

- (1) 実施要領については、平成27年3月20日(金)から平成27年4月3日(金)まで(土、日は除く、午前9時から午後5時まで)、事務局において配布する。
郵送での配布要求については受付しない。
- (2) 申込み等
 - ① プロポーザル参加の申込みは平成27年4月9日(木)から平成27年4月14日(火)まで(土、日は除く、午前9時から午後5時まで)に、所定の申請書等に必要事項を記入のうえ、事務局まで持参すること。(郵送は認めない。)
なお、共同企業体として参加する場合は、まとめて提出を行うこと。
 - ② プロポーザル参加を申請した者には、受領書を交付する。
 - ③ 松原市は、プロポーザル参加表明者に対し、プロポーザル参加申請書等をもとに参加資格を審査し、審査合格者に平成27年4月16日(木)午前9時以降に事務局で参加資格確認通知書を交付する。
 - ④ 申込み後の変更は原則として受付けないが、参加資格確認通知書の受領後、申込み事項のうち、軽微な変更があった場合は、参加者が登録番号を明記のうえ、速やかに文書で事務局に連絡すること。(様式は任意とするがA4判用紙を用いること。)
 - ⑤ プロポーザルの参加申請をしたが、諸事情により辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届(様式14)を早急に提出すること。
 - ⑥ 共同企業体で参加する場合は、共同企業体として協定書を作成し、提出すること。
- (3) 申込み時の提出書類
 - 様式1 プロポーザル参加申請書
 - 様式2 (設計・施工)技術職員 資格
 - 様式3 参加者の主要業務実績
 - 様式4 A (設計)業務主任技術者の経歴調書
 - 様式4 B (設計)意匠担当主任技術者の経歴調書
 - 様式4 C (設計)構造担当主任技術者の経歴調書
 - 様式4 D (設計)電気・機械 設備担当主任技術者の経歴調書
 - 様式4 E (施工)監理技術者(主任技術者)・現場代理人の経歴調書
 - 様式4 F (施工)建築施工担当技術者の経歴調書
 - 様式4 G (施工)設備施工担当技術者の経歴調書
 - 様式5 A 松原市(仮)元希者センター建設事業 特定建設工事共同企業体結成届出書(単独企業の場合は不要)
 - 様式5 B 特定建設工事共同企業体協定書(単独企業の場合は不要)
 - 様式6 プロポーザル参加申請受領書
 - 様式7 資格審査提出書類一覧表に掲げる申請書類一式(本市における平成27・28・29年度入札参加有資格者名簿に登載予定の者については不要)

(4) 作成要領

- ① 別添の書式に記載する参加者の主要業務とは、平成17年度以降に完成・引き渡しを行った、延床面積3,000㎡以上の新築工事（倉庫・工場を除く）の対象施設を完成した業務とする。
- ② 「参加者の主要業務実績（様式3）」に記載する業務実績件数は、主要業務についてはそれぞれ3件以上とする。
- ③ 「（設計）業務主任技術者の経歴調書（様式4A）」、「（設計）意匠担当主任技術者の経歴調書（様式4B）」、「（設計）構造担当主任技術者の経歴調書（様式4C）」、「（設計）電気・機械 設備担当主任技術者の経歴調書（様式4D）」、「（施工）監理技術者（主任技術者）・現場代理人の経歴調書（様式4E）」、「（施工）建築施工担当技術者の経歴調書（様式4F）」、「（施工）設備施工担当技術者の経歴調書（様式4G）」に記載する業務実績の件数については、1件以上とする。

3. 質疑応答

(1) 質疑

- ① この要領に関する質疑は、質問書（様式8）により行う。なお、通信確認を事務局に電話で行うものとする。ただし、企画提案書の作成及び提出に必要な事項及び業務実施にかかる条件に限るものとし、評価及び審査にかかる内容で、本業務の実施に必要ないと判断される質問は受け付けない。
- ② 質問書には質疑事項を記入し、電子メールで行うものとする。
- ③ 質疑の受付は、平成27年3月25日（水）の午前9時から平成27年4月3日（金）の午後5時までとする。

(2) 回答

- ① 質問内容に関しては、質問者の名を伏せて、その質問に対する回答を松原市ホームページにて提示する。
なお、質疑回答は平成27年4月8日（水）を予定する。

V. 技術提案書について

参加資格確認通知書にて、資格を有することを認められた参加者は、指定された期日までに下記の要領で事務局に技術提案書を提出するものとする。

なお、プロポーザルの参加申請をしたが、諸事情により辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式14）を早急に提出すること。

1. 技術提案にあたっての基本条件

松原市（仮）元希者センター建設事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）に示す水準及びグレード等を最低限満たすこと。なお、技術提案にあたっては、機能面、価格面及び要求水準書を総合的に検討し、提案を行うこと。

なお、当該提案が本事業に対して不利益になると認められる場合においては、その提案を採用しない場合がある。提案が採用されなかった場合、原則として事業費が増額とならないように努めること。

2. 技術提案書等の作成について

(1) 技術提案書及び関係添付書類を提出すること。

様式9 技術提案書(表紙)

様式10 松原市(仮)元希者センター建設事業についての提案

様式11 提案価格見積書

様式12 提案価格見積書(内訳書)

様式13 提案書等受領書

(2) 技術提案書のテーマについて

技術提案は以下に掲げる項目すべてについて、「松原市(仮)元希者センター建設事業についての提案(様式10)」に記入すること。

- ① 実施体制及び配置予定者の実績等について
- ② 業務主任技術者の本事業に対する実施方針について
- ③ 発注者、設計者及び工事監理者等との連携体制及びコミュニケーション方法について
- ④ 工程管理及び工期短縮について、またその具体的方法について
- ⑤ 構造、工法等について
- ⑥ 敷地内の緑化計画及び省エネルギーに配慮する方策について
- ⑦ 仕上げ(内・外装等)について
- ⑧ 外観のデザイン性について
- ⑨ イニシャルコスト及びランニングコストを低減できる整備手法について
- ⑩ 施工計画について
- ⑪ 品質管理について
- ⑫ 工事中の公害・安全対策等について
- ⑬ 地域経済活性化に資する取り組みについて
- ⑭ その他提案者独自の優れた提案及び実現性に関する提案について

3. 作成要領

(1) 技術提案書及び関係添付書類は別紙の様式に基づいて作成するものとするが、書式を守れば配布された以外の用紙を用いてもかまわない。

(2) 「松原市(仮)元希者センター建設事業についての提案(様式10)」はA3判・片面使用・横位置に記載するものとし、作成にあたっては、以下の項目に留意すること。

- ① 松原市(仮)元希者センターの各施設等について具体的な考え方を記述すること。
- ② 文章を補完するための写真、イラスト、イメージパース図及び縮尺1/200の図面(配置図、各階平面図・立面図、断面図)(着色・彩色可)を「松原市(仮)元希者センター建設事業についての提案(様式10)」を用いて表現すること。なお、枚数に制限はしない。
- ③ 記載すべき内容事項以外の内容(参加者を特定できる会社名や符号、マーク等)を記載しないこと。

4. 提出要領

(1) 参加者は、技術提案書等を平成27年5月11日(月)から平成27年5月15日(金)まで(午前9時から午後5時まで)に一括して16部を事務局に持参すること。

なお、提出部数のうち1部については指定した表紙（様式8）を添付すること。
（郵送は認めない）

- (2) 技術提案書等を提出した者には、受領証を交付する。
- (3) 技術提案書等を受領した後は、技術提案書等の修正には応じない。

VI. 審査及び審査結果の発表

1. 審査

本プロポーザルの審査は松原市（仮）元希者センター建設に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により実施する。

2. 審査方法

- (1) 審査は選定委員会において審査のうえ、最優秀参加者を本事業の優先交渉権者として決定する。
- (2) 選定委員会は技術提案書等を審査し、総合点上位5者に対してプレゼンテーション及びヒアリングを行う。なお、参加者が6者以上の場合に行う第1次審査については、様式10、11、12の提案内容により、評価するものである。
- (3) 選定基準に該当している参加者が1者に満たない場合は、本プロポーザルによる優先交渉権者の特定を中止する。

3. プレゼンテーション及びヒアリング

技術提案書等をもとに、選定委員会が評価を行うためのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。出席者は技術担当者を含め3名以内とし、順次個別に30分以内のプレゼンテーションの後、15分以内のヒアリングを行うものとする。なお、説明資料は提出時の資料のみとする。

4. プロポーザルの選定基準

審査における評価項目は以下に示す項目に基づき、評価項目ごとに点数化するが、評価項目の配分については公表しないものとする。

分類	評価項目
1. 業務遂行能力	①実施体制及び配置予定者の実績等
2. 業務全体に対する姿勢・意気込み	①業務主任技術者の本事業に対する実施方針 ②発注者、設計者及び工事監理者等との連携体制及びコミュニケーション方法 ③工程管理及び工期短縮
3. 設計業務	①構造、工法等 ②敷地内の緑化計画及び省エネルギーに配慮する方策 ③仕上げ（内・外装等）

	④外観のデザイン性 ⑤イニシャルコスト及びランニングコストを低減できる整備手法
4. 施工業務	①施工計画 ②品質管理 ③工事中の公害・安全対策等 ④工期短縮に係る具体的方法
5. その他	①地域経済活性化に資する取り組み ②その他提案者独自の優れた提案及び実現性に関する提案
6. 価格	①提案価格
7. プレゼンテーション	①表現力 ②記載内容の確認 ③提案書の明快さ ④的確な回答

5. 審査結果の通知及び公表等

- (1) 審査結果は、参加者全員に文書で通知する。
- (2) 審査経過、講評及び優先交渉権者の技術提案書については、後日公表する。
- (3) 電話等による問い合わせには、一切応じない。
- (4) 参加者は、審査結果について異議を申し立てることはできない。

6. 失格

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ① 技術提案書等の提出期間を経過してから提案書等が提出された場合
 - ② 提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ③ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
 - ④ この要領に定める手続き以外の手法により、選定委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
 - ⑤ その他本要領に違反すると認められる場合

VII. 契約について

1. 審査の結果、選定委員会において決定された優先交渉権者は、設計業務委託及び工事請負に係る基本協定書を締結する。
2. 松原市は、上記基本協定書に基づき優先交渉権者と松原市（仮）元希者センター建設事業設計及び施工者として契約を締結する。
3. 契約の締結については、議会の議決案件であることから、議決を条件とする。また、契約については、設計と施工を別々に締結する。
4. 優先交渉権者が資格要件を満たさなくなった場合、契約はせず、若しくは解約することがある。

5. 契約交渉が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に候補者とし契約締結の交渉を行う。

6. 契約保証金については、以下のとおりとする。

(1) 設計業務委託契約については、契約金額の100分の10以上の額を契約の前に納付すること。但し、以下の場合は契約保証金の納付を免除とする。

① 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき

(2) 工事請負契約については、契約金額の10分の30以上の額を契約の前に納付すること。但し、以下の場合は契約保証金の納付を免除とする。

① 委託を受けた保険会社との間に、「公共工事履行保証契約（履行ボンド）」（2年間の瑕疵担保特約のついたものに限る）を締結したとき

VIII. その他の注意事項

1. 参加者は、技術提案書等の提出をもって本実施要領の各条件を受託したものとみなす。

2. 現地見学会については行わないため、参加者が必要に応じて現地を確認するものとする。

3. 提出されたプロポーザル参加申請書等及び技術提案書等は返却しない。

4. プロポーザルの作成及び提出に係る費用は参加者の負担とする。

5. 提出された技術提案書の著作権は、各参加者に帰属する。ただし、市が必要と認める場合は、無償で使用できるものとする。

また、応募された提案等に関して特許や商標、著作権として確立されたもの以外については、松原市が無償で自由に使用できるものとする。